

令和3年度第3回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年6月17日(木)午前9時30分～午前10時15分
- 2 場所 小郡地域交流センター 第一講座室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中13名)
荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、河村 吉人、神田 一夫、
恒富 竹司、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安野 正純、山根 伊都子、吉富 崇子

(2)欠席委員(11名)
伊藤 良雄、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
田戸 洋志、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、安田 敏男、
山根 良男

(3)事務局
徳本参事・竹中主任主事・宮崎

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で、13名の委員に総会に出席をいただいておりますが、欠席の委員の分も含めて審議の方をよろしく願います。

これより令和3年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席13名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

河村 吉人(かわむら よしと) 委員 及び 恒富 竹司(つねどみ たけし) 委員
に願います。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は466アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願います。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補

足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2 ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地に貸駐車場を整備するものです。

議案第3号、旭通り一丁目、用途地域内にある第3種農地に共同住宅を建設するものです。

議案第4号、小郡維新町、用途地域内にある第3種農地に貸事務所を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、

問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案5ページをお開きください。合わせて、参考位置図5ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第5号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第6号、大内氷上五丁目、用途地域内にある第3種農地にデイサービス施設を建設するものです。

議案第7号、折本二丁目、用途地域内にある第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第8号、宮野上、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第9号、香山町、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第10号、白石三丁目、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第11号、上宇野令、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第12号、吉敷赤田四丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第13号、吉田、用途地域内にある第3種農地に自動車展示場を整備するものです。

議案第14号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に住宅を建築して販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第15号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に倉庫及び駐車場を建設し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、秋穂東、集団的に存在する第1種農地に農業用施設を整備するものです。
なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農業用施設であり、農地法施行令第11条第1項第2号イに該当し、許可の対象となるものです。

議案第17号、嘉川、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第18号、深溝、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第19号、佐山、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に一時的に進入路を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和5年6月17日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第20号は、取り下げられました。

議案第21号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第22号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第23号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場及び道路として整備するものです。

議案第24号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

A 委員

質問が3つほどあります。

議案第16号について、農機具置場に農業機械が入っているということですが、進入路はどのあたりにあるのでしょうか。

議案第17号について、使用貸借となっており、貸付人と仮受人の名字が違っていますが、親戚の方なののでしょうか。

最後に議案第19号議案について、太陽光発電設備の進入路で一時転用となっていますが、農地法5条の太陽光発電設備の申請は出ているのでしょうか。

以上3つの質問について、回答をお願いします。

事務局

先に嘉川と佐山の議案についてお答えいたします。

議案第17号について、名字が違うのですが、ご親族の所有する土地を借り受けて、自己用住宅を建設するということです。

議案第19号について、参考位置図の19ページをご覧くださいと思います。太陽光発電設備が進入路の先にできる予定ですが、その場所は雑種地となっており、農地法の申請は必要ありません。進入路について、その周辺の農地ではない土地を借り受けようとしたのですが、土地の所有者さんの了承が得られなかったということで今回の申請が出たものです。

B 委員

議案第16号について、進入路はどこでしょうかというご質問に私の方からお答えいたします。

参考位置図に進入路は書いていませんが、●さんの家の前に進入路がきちんとあります。

事務局

進入路でございますが、参考位置図の秋穂西と書いてある横に道がございます。その道から秋穂西の畦畔(耕地間の境)が点線で左下におりてきているところに道がついておりまして、そこから申請地の方に入ってきているという申請書の中の図面が出てきております。

A 委員

ありがとうございました。

B 委員

道幅はあり、図面にははっきり出ていませんが、進入路は短いけどきちんとあります。

C 委員

農地ではない進入路がきちんとあるのですね。

B 委員

昔から出入りしている進入路はありますね。本来ならば、事務局から説明があった道が本当だろうとは思いますが。

D 委員

議案第12号、吉敷の5-1の議案について、●●●-●は宅地を除いたところの申請と認識していいのですか。

事務局

図面どおりであれば、宅地部分、黒い太枠になっていますが、そこが計画部分となります。そのため、宅地を含み今回の申請地となります。

C 委員

議案第20号について、太陽光発電設備の申請の取り下げについてですが、その理由は地元の反対があったのか、会社自体の書類不備なのか、どちらでしょうか。

事務局

会社と地元の互いに認識の違い、正しく認識していなかったということです。参考位置図の20ページを見ていただくと、公衆用道路の地目になっております。●●さんの家から太線、公衆用道路を通過して南側の堤防に出られるようになっております。赤線と公衆用道路を通過して堤防までの道が通っており、公衆用道路をつぶして転用の計画が出ていたのですが、当初の受付ではその件について地元のみなさんと話をしていますかと聞いたところ、話をしていますということでした。その後、書類の不備の件でやり取りをしていたところ、途中で急に業者と地元のみなさんと話をしたところ、公衆用道路がつぶれては困るという話になり、転用してもうまくいかないという問題点がありました。2つ目の問題点が、公衆用道路に隣接する●●●－●の農地が、別の畑と一体で活用されていました。経営地が一体で活用されているのですが、一部だけを転用するという計画で、その件についても話をしていますかと聞いたところ、話をしていますということでした。これは開発にかかる案件で、隣接者の同意もあり、問題はないということで申請を受け付けたのですが、その件についてもきちんと話ができなかったようで、2つの問題点があり、今回取り下げる流れとなりました。この案件は、前回1回申請が出されて取り下げられていますので、しっかり話をつめて申請するように業者に伝えておこうと思います。

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち、議案第15号及び議案第16号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案18ページをお開きください。合わせて、参考位置図24ページを御覧ください。

議案第25号、大内御堀一丁目、第3種農地です。

平成31年4月26日付けで、太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の規定による許可を受けましたが、当初の計画で使用する予定であった太陽光パネルが廃番となり、パネルの型式及び枚数を変更するものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

E 委員

太陽光発電設備の申請が出て、以前の太陽光パネルが廃番となり、新たな番に変更する場合に、業者の方から農業委員会事務局に変更の申し出があるのか、地元からの指摘があるのか、どういう経緯なのか質問いたします。

事務局

基本的には申請になりますので、業者から変更の申請を出してもらいます。今回の場合は、業者の方から自主的に型番が変更になるからどうしたらいいのか相談に来られ、変更の申請を出してもらいました。

E 委員

こういった場合、農林水産省や農業委員会等から太陽光発電の業者に指導、指示とい

うのはあるのですか。

事務局

農地転用の許可自体が、この人がこの計画でしますということになりますので、用途が同じでも内容が変更になれば再検討する必要がありますので、事業計画変更はしていただくようになります。計画が変更になれば、事業計画変更の申請を出してくださいという流れになります。業者からこういった変更がありますがというご相談があれば、その都度判断して申請を出してもらおうようにしています。

E 委員

分かりました。

議長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案ついて、採決を行います。「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第25号については「承認」といたします。
続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案19ページをお開きください。
議案第26号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、
合計93筆、186,503㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました、各農業委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願ひします。

事務局

議案20ページをお開きください。

議案第27号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計44筆、94,932㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。

議案第28号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおりで、

除外申請が12筆、6,354.12㎡、用途変更が6筆、6,943.75㎡でございます。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。合わせて、参考位置図25ページを御覧ください。

議案第29号から議案第34号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区2件、川東地区1件、徳地地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第34号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

D 委員

大内の現況証明について質問しますが、今回、全部一括して現況にして証明をするということですか。

A 委員

現地に行ったところ、家庭菜園部分は全部で約100㎡あるのですが、本来隣の道路ができる時に移転させられてできた建物で、まだ建物が新しく、その時に残った農地の登記がきちんとされていればよかったですのですが、農地部分に小屋が建っている状況で、土地を手放されるためにこの度、現況証明を出してこられたものです。また、この土地を取得される方はおそらく農家ではないので、家庭菜園としても別段面積で適用になるくらいの面積なのですが、現況証明として出しましょうということになりました。

D 委員

分かりました。

D 委員

もう一つ質問がありますが、大歳の現況証明で、●●●さんの家だけなのか、下の土地も対象なのですか。

事務局

増築というか、家を建て替えたということです。

D 委員

分かりました。

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案ついて採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和3年度第3回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年6月17日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

職務代理 神田 一夫

署名委員 河村 吉人

署名委員 恒富 竹司

記録者 宮崎 武志